

県直営による公の施設の管理運営状況

施設の名称	群馬会館
所在地	前橋市大手町2-1-1
所管部局・課	総務部 管財課

1 施設の設置根拠(法律、条例等)

群馬会館の設置及び管理に関する条例

2 施設の役割

<p>(1) 設置目的 「県民文化のシンボル」及び「芸術・文化の拠点」として、施設・設備の貸出しを行う。</p> <p>(2) 設置当初の状況 昭和天皇即位の大典を記念し、県内初の公会堂建築として建設された。</p> <p>(3) 施設を取り巻く現状 国登録有形文化財としての適切な管理保全と、公会堂としての利用促進との両立が課題となっている。</p>
--

3 施設の概要

設置年月日	昭和5年11月29日
敷地面積(所有者)	4,835.58平方メートル(所有者:群馬県)
主な施設(床面積、階数等)	本館(4,473.79平方メートル、地下1階・地上4階建)
建設費	540千円
備考	昭和56・57年大改修(約10億円)、平成11年ホール設備改修(約2億3千万円)、平成20年耐震改修(約5千6百万円)

◇入園料・利用料等 (円)

◇利用時間(休館日)

区分	金額	利用時間
※別添のとおり		午前8時30分から午後10時まで(会議室は午後9時まで)
		・休館日 月曜日(ホールのみ。国民の祝日に当たるときはその翌日) 12月29日から翌1月3日まで その他管理者が必要と認めるとき

4 施設における実施事業

ホール、広間及び会議室等の貸出し

5 管理運営コストの状況

(千円)

区 分	29年度(当初予算額)	28年度(決算額)	27年度(決算額)	26年度(決算額)	25年度(決算額)
歳 入 (1)	10,900	12,014	10,682	12,346	12,784
使用料	8,768	9,645	7,298	9,409	10,077
雑入(光熱水費)	2,132	2,369	3,384	2,937	2,707
歳 出 (2)	120,668	626,979	605,113	45,197	36,592
人件費(非常勤職員)	9,749	9,474	7,279	8,387	8,387
修繕費・工事費	74,645	583,459	544,021	736	1,408
光熱水費	9,724	8,944	9,615	11,743	10,902
委託費	24,522	23,499	43,047	23,925	15,122
その他	2,028	1,603	1,151	406	773
歳入・歳出の差額(1)-(2)	▲ 109,768	▲ 614,965	▲ 594,431	▲ 32,851	▲ 23,808
歳入・歳出の主な増減理由	平成27～29年度の歳出増は、大規模改修工事实施のため。				

6 職員の状況(各年度4月1日現在)

(人)

	29年度	28年度	27年度	26年度	25年度
常勤職員	0	0	0	0	0
臨時・非常勤職員	5	4	5	5	5
合計	5	4	5	5	5

7 施設利用の状況

区分	29年度※	28年度	27年度	26年度	25年度
年間利用者総数(人)	20,689	64,454	37,394	75,313	69,859
有料利用者数(人)	8,813	26,636	16,988	27,366	30,849
無料利用者数(人)	11,876	37,818	20,406	47,947	39,010
目標利用者数(人)					
施設稼働率(%)	71.3	78.7	54.1	67.6	63.8
稼働率対象施設(設備)	ホール				
利用者の主な増減理由	・改修工事のため、平成27年11月から平成28年6月まで休館。 ・屋根補修工事のため、平成29年1月から3月までホール・広間の利用を制限。				

※ 見込み数又は途中実績を記入

8 必要性及び管理運営方法の方向性

区分	検討結果・理由等
施設の必要性	<p> <input checked="" type="checkbox"/> 県の施設としてこのまま存続 <input type="checkbox"/> 県の施設として事業規模等を縮小して存続 <input type="checkbox"/> 市町村に移管・譲渡 <input type="checkbox"/> 民営化・民間譲渡 <input type="checkbox"/> 廃止 <input type="checkbox"/> その他 </p> <p> ホールについては、県の各所属が県民等を対象に開催する催事の利用が約70%を占めており、廃止した場合は県の施策実現に重大な影響がある。また、会議室については一般利用が約60%を占めている。 </p> <p> こうした現状を踏まえると、県庁舎の付帯ホールとしての機能を維持するためには、県の施設として存続させる必要がある。一方、一般の利用に供する貸館サービスについても、県内外の個人・団体に幅広く利用されており、存続させる必要がある。 </p>
指定管理者制度	<p> <input checked="" type="checkbox"/> 県直営 <input type="checkbox"/> 指定管理者制度導入 <input type="checkbox"/> その他 </p> <p> 県庁舎の付帯ホールとして、県行事の開催にあたって期日前申請や利用料支払い手続きの省略等の便宜を図るなど、行事所管所属の各種コストの削減に大きく貢献しており、その機能を維持するためには、サービスの提供主体が県である必要がある。 </p>
業務等の見直し	<p> <input type="checkbox"/> 見直しの検討が必要なものがある <input checked="" type="checkbox"/> 当面見直しの必要はない </p> <p> 県庁舎の付帯ホールとしての機能を優先し、自主事業を実施しないことを前提とした体制としては、現状においても最低限のコストで運営している。 </p>

群馬会館使用料

1 ホール、会議室等

単位：円

区分		使用料				
		午前	午後	夜間	1日	
ホール	平日	会場準備・リハーサル	4,872	8,050	11,200	22,750
		入場料を徴収しない場合	6,960	11,500	16,000	32,500
		入場料を徴収する場合	11,200	18,300	25,700	53,000
	土曜日・日曜日及び休日	会場準備・リハーサル	5,845	9,590	13,440	27,440
		入場料を徴収しない場合	8,350	13,700	19,200	39,200
		入場料を徴収する場合	13,000	22,100	30,800	64,300
広間	平日	会場準備・リハーサル	4,228	4,228	4,228	12,670
		入場料を徴収しない場合	6,040	6,040	6,040	18,100
		入場料を徴収する場合	9,660	9,660	9,660	28,900
	土曜日・日曜日及び休日	会場準備・リハーサル	5,075	5,075	5,075	15,190
		入場料を徴収しない場合	7,250	7,250	7,250	21,700
		入場料を徴収する場合	11,500	11,500	11,500	34,500
第1会議室		1,350	1,350	1,350	4,050	
第2会議室		1,150	1,150	1,150	3,450	
第3会議室		970	970	970	2,910	
第4会議室		730	730	730	2,190	
第5会議室		970	970	970	2,910	
第6会議室		970	970	970	2,910	
第7会議室		970	970	970	2,910	
楽屋		970	970	970	2,910	
準備室		970	970	970	2,910	

注1 休日とは、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日をいう。

2 入場料を徴収する場合とは、入場料、会費、会場整理費その他名称のいかんにかかわらず、その催物について、入場者から対価を徴収する場合をいう。

3 商品の売上高により招待券を発行する等、営業宣伝その他これに類似する目的で使用する場合のホール及び広間の使用料の額は、入場料を徴収する場合の使用料の額とする。

4 午前とは8時30分から12時までを、午後とは13時から17時までを、夜間とは18時から22時（会議室にあっては、21時）までを、1日とは8時30分から22時（会議室にあっては、21時）までをいう。

2 付属設備

単位：円

設備の名称		単位	使用料	備考
舞台設備	演台	1台	510	花台付き
	司会者台	1台	200	
	指揮者台	1台	300	譜面台付き
	平台	1枚	100	
照明設備	ボーダーライト	1組	940	
	サスペンションスポットライト	1台	150	
	シーリングスポットライト	1列	2,620	
	アップーホリゾントライト	1列	940	
	ロアーホリゾントライト	1列	940	
	スポットライト	1台	200	
音響設備	基本音響装置	1式	1,890	
	カセットデッキ	1台	620	
	コンパクトディスクプレーヤー	1台	620	
	ミニディスクデッキ	1台	620	
	ハンド型ワイヤレスマイクロホン	1台	1,470	
	タイピン型ワイヤレスマイクロホン	1台	1,470	
	ダイナミックマイクロホン	1台	520	
	床上型マイクスタンド	1台	100	
	卓上型マイクスタンド	1台	50	
	はね返りスピーカー	1台	200	
映像映写設備	35ミリ・16ミリ兼用映写機	1台	6,070	音響設備を含む。
	35ミリ映写機	1台	6,070	音響設備を含む。
	スクリーン	1枚	940	平板式
	スクリーン	1枚	790	巻取式
	ビデオプロジェクター	1台	2,050	
	オーバーヘッドカメラ	1台	1,020	
	ビデオデッキ	1台	620	
	デジタルバーサタイルディスク・レーザーディスクプレーヤー	1台	620	
	スライドコンバーター	1台	620	
スタインウェイフルコンサートピアノ	1台	9,530		

注1 使用料の額は、午前、午後又は夜間各1回につき納付する額とする。

2 ボーダーライトについては、3列を1組とする。

3 空調設備

単位：円

区分	使用料			
	午前	午後	夜間	1日
ホール	4,160	4,760	4,760	13,600
広間	1,860	1,860	1,860	5,580
第1会議室	400	400	400	1,200
第2会議室	310	310	310	930
第3会議室	260	260	260	780
第4会議室	200	200	200	600
第5会議室	240	240	240	720
第6会議室	260	260	260	780
第7会議室	230	230	230	690
楽屋	250	250	250	750
準備室	240	240	240	720

4 床暖房設備

単位：円

区分	使用料			
	午前	午後	夜間	1日
ホール	720	820	820	2,360